

栃木県国民健康保険団体連合会個人情報保護方針

平成 19 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 3 月 31 日改訂
平成 29 年 5 月 30 日改訂
平成 30 年 4 月 1 日改訂
平成 31 年 2 月 1 日改訂
令和元年 6 月 1 日改訂
令和 3 年 4 月 1 日改訂

栃木県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、個人情報の重要性にかんがみ、本会において保有する個人情報を保護するため、以下の事項を基本方針として取り組みます。

1. 関係法令の遵守

本会は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報保護に関する法律」、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」その他関係法令等を遵守します。

2. 適正な個人情報の取得

本会は、公正かつ適正な方法により個人情報を取得します。

3. 個人情報の利用目的

本会は、保有する個人情報の利用目的を別紙のとおり特定し、その利用目的の範囲内において適正に取り扱います。

4. 第三者への提供

本会は、法令に基づく以下の場合を除き本人の同意を得ることなく、第三者への提供は行いません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

5. 適切な安全管理措置の実施

本会は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を行います。

6. 保有個人データの開示・訂正等

本会は、本会の保有個人データについて、本人から、当該本人が識別される個人情報の開示、訂正、利用停止等の申し出があったときは、遅滞なく、適切に対応します。

なお、レセプト、介護給付費明細書等、委託を受けて処理している個人データについて、本会は開示、訂正等を行う権限を有していないため、本会による開示、訂正等の対象外とします。

7. 継続的改善

本会は、個人情報を適切に保護するため、管理体制及び取り組みを継続的に見直し、改善に務めます。

8. 個人情報に関するお問い合わせ先

栃木県国民健康保険団体連合会 総務課 企画調整担当

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階

TEL 028-622-7242 FAX 028-622-7281

8時30分から17時15分まで（ただし、土日祝祭日を除く。）

(別紙)

本会の個人情報の利用目的

本会における個人情報の利用目的については、次のとおりといたします。

1. 診療報酬明細書等の審査及び支払に関するもの
 - ・診療報酬明細書等の審査
 - ・柔道整復施術療養費の審査
 - ・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の審査
 - ・保険者等への診療報酬等の請求
 - ・医療機関等への診療報酬等の支払
 - ・診療報酬明細書等データの電算処理等
 - ・その他、上記の関連業務
2. 出産育児一時金等の支払に関するもの
 - ・保険者等への出産育児一時金等の請求
 - ・医療機関等への出産育児一時金等の支払
 - ・出産育児一時金等データの電算処理等
 - ・その他、上記の関連業務
3. 風しん抗体検査等費用の支払に関するもの
 - ・市町への風しん抗体検査等費用の請求
 - ・医療機関等への風しん抗体検査等費用の支払
 - ・その他、上記の関連業務
4. 新型コロナウイルスワクチン接種等費用の支払に関するもの
 - ・市町への新型コロナウイルスワクチン接種等費用の請求
 - ・医療機関等への新型コロナウイルスワクチン接種等費用の支払
 - ・その他、上記の関連業務
5. 保険者の事務の共同処理に関するもの
 - ・第三者行為損害賠償求償（損害保険会社等への診療報酬明細書等の写しの提供を含む）
 - ・被保険者資格情報の集約・管理に関する業務
 - ・高額療養費の多数回該当の判定に関する業務
 - ・被保険者の資格確認に関する帳票等の作成
 - ・被保険者証、高齢受給者証及び被保険者資格証明書の作成
 - ・高額療養費及び高額医療・高額介護合算に関する通知書等の作成
 - ・後発医薬品差額通知の作成

- ・医療費のお知らせの作成
- ・各種統計資料等の作成
- ・療養費支給業務に関する帳票の作成
- ・柔道整復施術療養費の支払代行
- ・海外療養費不正請求対策支援事業（翻訳及び現地医療機関への照会等を含む）
- ・診療報酬明細書等の保管
- ・診療報酬明細書等の二次点検
- ・退職適用適正化業務のための年金受給権者一覧表作成業務
- ・その他、保険者等の業務で必要となる各種帳票・データの作成
- ・その他、上記の関連業務

6. 介護給付費等の審査及び支払に関するもの

- ・介護給付費明細書等の審査
- ・市町等への介護報酬等の請求
- ・介護サービス事業所等への介護報酬等の支払
- ・介護給付費明細書等データの電算処理等
- ・その他、上記の関連業務

7. 介護保険者事務の共同処理に関するもの

- ・介護給付費通知の作成
- ・高額介護サービス費及び高額医療・高額介護合算に関する通知書等の作成
- ・各種統計資料等の作成
- ・主治医意見書料の支払に関する処理
- ・介護給付費適正化の支援
- ・補足給付における非課税年金勘案のための年金情報経由業務
- ・その他、保険者等の業務で必要となる各種帳票・データの作成
- ・その他、上記の関連業務

8. 介護サービスの調査及び指導並びに助言に関するもの

- ・介護サービスに関する相談業務
- ・介護サービスの調査及び指導並びに助言
- ・その他、上記の関連業務

9. 障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払に関するもの

- ・障害介護給付費及び障害児給付費の請求情報の審査
- ・市町等への障害介護給付費及び障害児給付費の請求
- ・障害福祉サービス事業所等への障害介護給付費及び障害児給付費の支払
- ・障害介護給付費及び障害児給付費データの電算処理等
- ・その他、上記の関連業務

1 0. 障害者総合支援法関係業務等における市町事務共同処理事業に関するもの

- ・市町等の業務で必要となる各種帳票・データの作成
- ・各種統計資料等の作成

1 1. 特定健康等費用決済及びデータ管理に関するもの

- ・特定健診・特定保健指導の費用請求及び支払
- ・特定健診・特定保健指導のデータ管理
- ・特定健診・特定保健指導データの電算処理等
- ・受診券の作成
- ・各種統計資料等の作成
- ・その他、上記の関連業務

1 2. 保健事業の支援に関するもの

- ・保険者等が実施する保健事業の支援
- ・保険者等に対する医療費分析情報の提供等
- ・受診率向上支援事業（受診勧奨資材その他データの作成等）
- ・生活習慣病等の重症化予防等
- ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・国保データベースシステムによる分析支援業務
- ・各種統計資料等の作成
- ・その他、保険者等の業務で必要となる各種帳票・データの作成
- ・その他、上記の関連業務

1 3. 後期高齢者医療事務代行業務に関するもの

- ・診療報酬明細書等の二次点検
- ・診療報酬明細書等の保管
- ・療養費支給業務に関する帳票の作成
- ・高額療養費通知書等の作成
- ・高額医療・高額介護合算に関する通知書等の作成
- ・後発医薬品差額通知の作成
- ・各種統計資料等の作成
- ・国保データベースシステムによる分析支援業務
- ・海外療養費不正請求対策支援事業（翻訳及び現地医療機関への照会等を含む）
- ・その他、後期高齢者医療広域連合の業務で必要となる各種帳票・データの作成
- ・その他、上記の関連業務

1 4. その他（全般）

- ・年金からの保険料（税）の特別徴収に係る経由機関業務
- ・被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整
- ・高額医療費関連事業・特別高額医療費共同事業

- ・国民健康保険料（税）収納率向上支援事業
- ・各種会議及び研修会等の開催
- ・各種調査及び研究
- ・各種広報
- ・各種表彰
- ・会員名簿の作成
- ・本会職員等の採用における選考及び本人への連絡等
- ・保険者等との契約に基づく各種業務
- ・その他、本会の目的を達成するために必要な事業